令和5年4月からごみ収集が変わります

これまでは、市内で排出される家庭ごみの収集運搬を行い、摂津市環境センターにて焼却処理していましたが、令和5年4月より、茨木市とのごみ処理の広域化により、茨木市環境衛生センターにて処理することになりました。

ごみ処理施設を集約化することにより、効率的な運用を図り、適正かつ持続可能なごみ処理を進めます。

一ごみの減量について

私たちの生活からは、日々たくさんのごみが出ています。ごみの中には、まだまだ使える資源が多く含まれています。ごみと資源を分別することは、資源が再利用でき、その結果として、ごみの量を減らせます。ごみを出しているわたしたち一人ひとりの手でごみを分別し、ごみを減らしていきましょう。

みんなで取り組もう(3Rの取組み)



大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動を続けてきた結果、地球温暖化などの環境問題や天然資源の枯渇などの資源問題が生じています。こうした環境問題と資源問題を同時に克服し、今後も持続的な経済発展を続けていくためには、使い捨て型社会から循環型社会への転換が必要です。私たちの大切な資源を守り、地球温暖化を抑制するために「3R」はかかせないキーワードです。

本市においても、この「3R |を基本として取り組んでいます。

- ●Reduce(リデュース:発生抑制)ごみを作らないようにする。
- ●Reuse(リユース:再利用)使えるものは、繰り返し使う。
- ●Recycle(リサイクル:再資源化)資源として再び利用する。

| ごみはルールを守って出してください。

- ●ごみは必ず朝の9時までに出してください。再収集はできません。
 - ごみの収集時間は、ごみ量や道路事情で変わります。
- ●ごみ出しはルールにもとづいて、きちんと分別して出してください。
 - 分別されていないものは、収集できません。
 - 決められた場所にごみを出して下さい。